

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

九度山町公告第2号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年1月31日

九度山町長

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
九集-9	九度山町大字 東郷字唐谷 10	46-イ-2	山林	0.5302	2023.4.1~2029.3.31(6年)	
九集-9	九度山町大字 東郷字玉ノ尾 361-10	46-ハ-1,2	山林	0.8125	2023.4.1~2029.3.31(6年)	
九集-10	九度山町大字 東郷字玉ノ尾 360-1	46-ロ-9	山林	2.2480	2023.4.1~2029.3.31(6年)	
九集-11	九度山町大字 東郷字玉ノ尾 361-12	46-ロ-8,9	山林	1.0233	2023.4.1~2029.3.31(6年)	
九集-11	九度山町大字 東郷字玉ノ尾 362-2	46-ロ-9	山林	0.3936	2023.4.1~2029.3.31(6年)	
九集-12	九度山町大字 東郷字高倉 379-49	49-ロ-7	山林	0.8147	2023.4.1~2029.3.31(6年)	

2 縦覧場所 九度山町産業振興課、九度山町のホームページ

3 本公告により、九度山町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上